

公益財団法人新潟県市町村振興協会市町村交付金交付細則

平成24年5月26日

細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人新潟県市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、公益財団法人新潟県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に配分する市町村交付金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位)

第2条 市町村への交付金の単位は、千円単位とし、千円未満の端数金額は合計して翌年度に繰越のうえ翌年度の市町村交付金と合算して交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第3条 協会は、市町村交付金を当該年度3月31日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、市町村への交付金の額を決定したときは、市町村交付金決定通知書（様式第1号）により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第5条 前条の通知を受けた市町村は、市町村交付金支払申請書（様式第2号）により交付金の支払を申請するものとする。

(交付金の使途の報告)

第6条 規程第7条に規定する市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた翌年度の5月末日までに、市町村交付金の使途について、事業実績報告書（様式第3号）により協会に報告するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人新潟県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。